

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 高齢介護課

不利益処分の内容	渡良瀬の里利用承認の取消し						
根拠法令等及び条項	栃木市渡良瀬の里条例第8条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">栃木市渡良瀬の里条例第8条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更</td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市渡良瀬の里条例第8条	参考事項		設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更
根拠条項	栃木市渡良瀬の里条例第8条						
参考事項							
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年4月1日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1. 利用承認の取消し等</p> <p>市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。</p> <p>(1) この条例に違反したとき。</p> <p>(2) 利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が、管理上必要があると認めるとき。</p>						